

2 労第 59-1 号  
令和 2 年 5 月 7 日

愛媛県職業能力開発協会会長

愛媛県経済労働部産業雇用局  
労政雇用課長  
(公印省略)

緊急事態措置の延長に係る外国人技能実習生向け技能検定の  
取扱いについて

平素より、技能検定制度の円滑な運用にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大により、全都道府県を対象に 5 月 31 日まで、緊急事態宣言の期間が延長されたところですが、県においては、緊急事態措置を 5 月 10 日（水）まで延長することといたしました。

受検者、技能検定委員、補佐員及び協会事務員等関係者の安全について、引き続き確保する必要があるため、令和 2 年 5 月 7 日（木）から 5 月 10 日（日）に予定されている外国人技能実習生向け技能検定試験については延期するようお願いします。また、5 月 31 日までの実施予定につきましても、安全に配慮のうえ、延期等の適切な対応をお願いします。

【問い合わせ先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2  
愛媛県経済労働部 産業雇用局 労政雇用課  
職業能力開発グループ 渡部  
TEL 089-912-2504（係直通）  
FAX 089-912-2508  
Mail watanabe-yasuhisa@pref.ehime.lg.jp